

# 全国市長会関東支部提出要望

令和4年4月28日

千葉県市長会



## 目 次

<b>第 1</b>	<b>都市行財政の充実強化について</b>	<b>3</b>
1	洋上風力発電施設の整備促進について	3
2	地域の実情を反映した地域手当の支給割合の指定に係る見直しについて	3
3	令和4年度税制改正大綱により、国の施策で軽減する固定資産税の補填について	4
4	ふるさと納税に係るワンストップ特例制度の住民税減収分の補填について	5
5	国庫補助制度の創設及び拡充に係る財政措置について	5
<b>第 2</b>	<b>保健福祉行政の充実強化について</b>	<b>6</b>
1	国民健康保険事業に対する財政支援等の拡充について	6
2	新たな支援制度創設に係る市町村との調整について	6
3	医師確保について	6
4	市町村による公立病院の経営の安定化及び地域医療の充実強化に向けた取組に対する財政支援について	7
5	全国一律の子ども医療費助成制度の確立について	7
6	病児・病後児保育事業における国庫補助金の財源確保について	8
7	保育士や放課後児童支援員等に対する処遇改善について	8
8	生活保護の実施責任について	8
9	保育所等の公定価格に係る賃借料加算の適用範囲の変更について	9
10	産科医療機関等がない地域への支援について	9
11	国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援について	10
<b>第 3</b>	<b>生活環境行政の充実強化について</b>	<b>11</b>
1	電話線設備管理者の適切な管理について	11
2	広域化に伴う廃焼却施設の解体事業に係る補助要件の拡充について	11
3	鉄鋼分野における脱炭素に向けた取組への支援について	12

4	主食用米から飼料用米等に作付転換した農家に対する支援の 継続及び予算の確保について .....	12
5	米の需給改善と米価下落防止対策について .....	12
<b>第4</b>	<b>都市基盤の整備促進について .....</b>	<b>14</b>
1	北千葉道路の早期整備について .....	14
2	新型コロナ危機を契機とした都心近郊のまちづくり政策・制度の 拡充について .....	14
3	成田空港の更なる機能強化に伴う都市基盤整備について.....	15
4	国道51号の整備について.....	15
5	社会資本総合整備計画の推進について .....	16
6	海岸における水上バイク等小型船舶の危険航行を規制する 法整備について .....	16
<b>第5</b>	<b>教育文化行政の充実強化について.....</b>	<b>17</b>
1	教職員定数等の配置基準の配慮・是正について .....	17
2	GIGAスクール構想の実現に向けた継続的な支援について .	17
3	公立小中学校の太陽光発電設備の整備に係る支援の拡充に ついて.....	18
4	「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の予算の 増額等について.....	18

# 第 1 都市行財政の充実強化について

---

都市行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 洋上風力発電施設の整備促進について

銚子市沖の促進区域における洋上風力発電事業者が選定され、今後、千葉県沖でもいすみ市沖をはじめ複数の海域において、洋上風力発電設備の導入が期待される。国が目指す2050年カーボンニュートラルの実現には、主力電源として期待が大きい洋上風力発電の円滑な導入を図ることが必要である。

また、洋上風力発電導入後の維持管理や立地自治体が行う洋上風力発電事業推進のための事業を進めるには、国の協力が必要となる。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 洋上風力発電設備設置後、メンテナンス等のため長期にわたり利用する港湾について、国の責任において整備又は必要な支援を行うこと。
- (2) 電源立地地域対策交付金の対象に洋上風力発電を加えること。  
または、新たな交付金制度を創設するなど立地自治体が行う洋上風力発電事業推進のための事業に要する経費について、必要な財源措置を講じること。

## 2 地域の実情を反映した地域手当の支給割合の指定に係る見直しについて

地域手当は、地域における民間の賃金水準や物価等の経済事情を考慮して定められるものとして、「賃金構造基本統計調査」の賃金指数により算定された国の指定基準に基づき、地方公務員においても地域手当の支給割合を定めるものとなっている。

平成26年人事院勧告において、地域手当の見直しが行われたが、近隣自治体間における支給割合については、同一生活圈かつ社会経済

状況上、差がないにもかかわらず大きな格差が生じている。

地域手当の支給割合は、自治体に対してのみならず、保育、介護サービスの従事者に係る報酬にも影響しており、近隣自治体との格差は、多岐の分野において人材の確保に深刻な影響を及ぼしている。

また、地方交付税に係る普通態容補正の算定基準にもなっているため、行政運営にも影響を及ぼし、さらに、地域手当の高い地域へ人材が流出するなど、住民サービスの低下を招いてしまうこととなる。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 地域手当の支給割合は、同一の生活圈・経済圏に属する地域に対し設定する等により地域の実情を十分反映し、自治体間格差が生じないように改正すること。
- (2) 支給割合の見直し時期は10年程度とされているが、急速に変化する社会経済情勢を踏まえ、地域の実情を速やかに反映するよう、見直し時期を改正すること。
- (3) 地域手当の指定に当たって、一般財団法人自治総合センター『地方公務員の給与決定に関する調査研究会報告書』（平成27年3月）にある、現在のパーソントリップ補正について中核的な市となる「都道府県庁所在地又は人口30万人以上の市」への通勤に限定せず「賃金指数で指定基準を満たす市」への通勤を全て対象とする、または補正段階を拡充するというパーソントリップ補正の拡充（中核的な市の要件緩和）を反映すること。

### 3 令和4年度税制改正大綱により、国の施策で軽減する固定資産税の補填について

令和4年度の税制改正大綱によると、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とすることになっている。

については、国の施策で固定資産税の上昇を抑える施策を実施した際の固定資産税減収分を交付金等で補填すること。

#### 4 ふるさと納税に係るワンストップ特例制度の住民税減収分の補填について

ふるさと納税は、都心から比較的近い自治体において寄附額よりも控除される額の方が多くなる傾向があり、個人住民税の減収が財政運営の大きな痛手となっている。

国が創設したワンストップ特例制度は、本来確定申告をすれば所得税から還付される額が、全額個人住民税から控除されるため、個人住民税の減少幅は一段と大きくなっている。

さらに、ワンストップ特例制度に係る確認作業や通知書の送付、税額控除の額の計算などに係る事務も大きな負担となっている。

については、ワンストップ特例制度により所得税から振り替えられた住民税の減収分の補填措置を行うこと。

#### 5 国庫補助制度の創設及び拡充に係る財政措置について

人口減少や少子高齢化の進展、公共施設の老朽化などに加え、近年では新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響もあり、地方税財政を取り巻く状況は厳しさを増している。

このような中、国からの補助金等を活用し整備をした設備や施設については、その維持更新に多額の費用を要している。特に、老朽化したごみ処理施設の延命化工事やG I G Aスクール構想を踏まえ整備した一人一台のタブレット端末の更新については、多額の財政負担が懸念され、現在の行政サービス水準の維持には、国の補助金等の活用が必要不可欠である。

については、多額の事業費を要する設備や施設の維持更新にかかる費用について、国において新たな補助制度の創設や補助率を拡充するなど、積極的に財政措置を講じること。

## 第2 保健福祉行政の充実強化について

---

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 国民健康保険事業に対する財政支援等の拡充について

都道府県単位化以降も、加入者の医療費水準は高く、所得水準は低いなどの国民健康保険制度の構造的問題は解消していないため、被保険者の保険料負担は重い状態が続いている。また、都道府県単位化に併せて約3,400億円の公費拡充がなされたが、拡充分を考慮してもなお、財政運営は厳しい状況に置かれている。

については、国庫負担割合の引上げや、低所得者層及び子育て世帯に対する負担軽減策に対する支援など、国の責任と負担においてさらなる財政基盤の拡充・強化策を講じること。また、納付金の激変緩和措置について、規模を縮小することなく継続すること。

### 2 新たな支援制度創設に係る市町村との調整について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、様々な支援制度が創設されているが、国は迅速性を重視するあまり、複雑で国民にわかりにくい仕組みとなっており、各市町村の実情等が十分に考慮されておらず対応に苦慮している。

については、新型コロナウイルス感染症に係る対策に関係なく、今後、新たな制度を創設する際には、実施主体となる市町村と調整、協議の上で、わかりやすい制度設計を行うこと。

### 3 医師確保について

現在、医師の絶対数の不足に加えて、地域偏在や診療科偏在などにより、医師不足が全国的に深刻化している。



また、コロナ対応により、医師の長時間労働に拍車がかかっている。については、国において実効性のある抜本的な医師の偏在対策を早急に進めること。

#### 4 市町村による公立病院の経営の安定化及び地域医療の充実強化に向けた取組に対する財政支援について

地域の中核病院として、広域的に救急医療や高度医療などを提供している東千葉メディカルセンターをはじめ、救急医療等の政策医療を担う多くの公立病院については、都道府県による保健医療計画の達成に向け、将来にわたり安定的な経営を求められているが、依然として厳しい経営を強いられており、市町村の負担は大きなものとなっている。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、医療行政を取り巻く状況は厳しい状況が続いている。

については、公立病院の経営の安定化による地域医療体制の維持確保に向け、既存の地方財政措置について、地域の実情に応じて、さらに拡充するとともに、地域の中核病院を対象とした直接的な支援制度を構築すること。

#### 5 全国一律の子ども医療費助成制度の確立について

少子化対策は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、国民が安心して子どもを産み育てられる社会の実現が必要である。この課題を克服するため、子ども医療費助成制度においては、各都道府県の制度のもと、市町村が独自の上乗せをして実施することで、子育て世代の経済的負担のさらなる軽減により子育てしやすい環境の充実を図っている。しかし、対象者の要件や助成範囲、自己負担額の有無やその金額など、市町村ごとに様々な基準で実施しているため、居住する市町村によって地域間格差が生じている。

については、国において、18歳までを対象とした現物支給による全国一律の子ども医療費助成制度を確立し、国と地方が一体となった子育て支援の推進を図ること。

## 6 病児・病後児保育事業における国庫補助金の財源確保について

病児・病後児保育事業については、子ども・子育て支援交付金が交付されているが、交付金の一部は年間の延べ利用人数の実績に基づき、積算されているため、市の財政負担が著しく大きくなっている。

については、病児・病後児保育事業は利用者の人数に関わらず、人員配置等を実施していることから、利用定員を根拠とした、運営費と同額の交付とすること。

## 7 保育士や放課後児童支援員等に対する処遇改善について

国においては、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）において、保育士等・幼稚園教諭を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げる措置を実施している。

しかし、保育士や放課後児童支援員等に対する各種処遇改善臨時特例事業については、令和4年10月以降について10/10の国庫補助が確保されていない。

については、保育士や放課後児童支援員等に対する各種処遇改善臨時特例事業について、令和4年10月以降も10/10の国庫補助を行うこと。また、東京都へ通勤する人が多い東京近郊都市においては、保育施設に支払われる給付費の基準となる公定価格の地域区分を東京都特別区並みに引き上げること。

## 8 生活保護の実施責任について

生活保護法に基づく保護の実施責任では、介護保険法第8条第11項及び同法第8条の2第9項に規定される「特定施設(有料老人ホーム等)」については、居住地特例が適用され、当該施設に被保護者が入所した場合、入所前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなっている。

しかしながら、それ以外の有料老人ホーム等については、施設所在地の市町村が保護の実施責任を負うこととなっているため、被保護者の

増加に伴い、当該施設所在地の市町村における事務及び財政負担の増大につながっている。

については、すべての有料老人ホーム等に居住地特例を適用すること。

## 9 保育所等の公定価格に係る賃借料加算の適用範囲の変更について

保育所等の賃借料加算の要件として、「施設の一部が自己所有の場合は、賃借による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること」とされており、自己所有の本園とは別に都市部に建物の賃借による分園を有する事業者は、分園の面積が本園の面積よりも小さいことから、概ね当該加算の適用外となり、運営に影響を及ぼしている。

については、保育園等の賃借料加算の適用範囲について、「分園の場合は当該分園の延べ面積の50%以上であること」などの要件緩和を行うこと。

## 10 産科医療機関等がない地域への支援について

少子高齢化が進展していく中、妊娠、出産、子育てをする環境を整えることは、自治体にとって重要な施策であるが、二次保健医療圏内において、産科医師の偏在化が顕著でありかつ、産科医療機関はわずか数件である。

夷隅地域においては1医療機関のみであったが、その医療機関も昨年度から分娩を取り止めた。そのため周辺の地域に頼らざるを得ない状況であり、国や県による支援が不可欠となっている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 産科医療機関の少ない地域で分娩を取り扱う産科医、産科医療機関が継続的な医療提供ができるよう補助を行うこと。
- (2) その他医師の招へいや施設整備等に対する助成を継続的に行うこと。

## 11 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援について

国保中央会・国保連合会が開発運用している「国保総合システム」は、国保制度等の基盤を支える極めて公共性の高い重要なインフラであるが、令和6年3月に機器の保守期限の到来により、システムの更改を行うこととなる。

「国保総合システム」のあり方については、政府の規制改革実施計画及び厚生労働省の検討会等において、クラウドサービスの利用や支払基金システムとの整合性の確保等が求められており、国保中央会・国保連合会は、積極的に取り組むこととしている。

しかし、この改革には国保総合システムの更改内容を大幅に見直さざるを得ず、国保中央会・国保連合会が準備している財源を全額充てても、多額の財源不足(約100億円(令和4年1月時点での見込み))が生じる見込みである。

なお、国保連合会では、不足財源を賄うためには、国保保険者や後期高齢者医療広域連合から徴収する審査支払手数料等を引き上げることで対応せざるを得ないとしているが、これらの保険者は、財政基盤が脆弱な上、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の所得が下がっていることから、この費用を保険料(税)の引き上げで負担することは、到底不可能である。

については、国の意向を踏まえ実施する次期国保総合システムの更改及び運用に係る経費について、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国において必要な財政措置を講じること。

## 第3 生活環境行政の充実強化について

---

生活環境行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 電話線設備管理者の適切な管理について

コロナ禍に伴うライフスタイルの変化により、在宅勤務やリモートワークを推奨しているなか、電話線などの通信環境設備が生命線となっている。しかし、電話線設備管理者は電話線にかかる繁茂した樹木については、断線しないと伐採しない状況のため利用者の不安が増大している。

については、通信環境を維持するため、電話線が断線しないよう、電話線設備管理者に適切な管理を指導すること。

### 2 広域化に伴う廃焼却施設の解体事業に係る補助要件の拡充について

現在、国は一般廃棄物の広域処理や施設の集約化を推進しているが、広域処理の開始に伴い廃止する焼却施設の解体事業については、整備施設との関連性・連続性が認められる同数の施設（1施設の整備に対し、1施設の解体が対象）以外は、当該廃焼却施設の解体跡地に新たな廃棄物処理施設を整備すること（以下「跡地利用要件」という。）を補助の要件としている。

そのため、財政負担軽減を図るべく跡地利用の決定まで解体を延期した場合、施設の老朽化による倒壊等のおそれやダイオキシン類の飛散が懸念される。

については、広域処理により現在の焼却施設を廃止する場合、新たに整備する施設との関連性・連続性が認められる解体事業については、補助要件から跡地利用要件を撤廃すること。

### 3 鉄鋼分野における脱炭素に向けた取組への支援について

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、産業界の中でも、とりわけCO<sub>2</sub>排出量が多いとされる、鉄鋼分野における脱炭素の取組が重要となる。

については、鉄の製造工程におけるCO<sub>2</sub>排出量が実質ゼロとなるグリーンスチールの生産には、革新的な技術開発などが求められるため、新たな生産方式への移行に伴う研究開発や設備投資への支援を拡充すること。

### 4 主食用米から飼料用米等に作付転換した農家に対する支援の継続及び予算の確保について

主食用米の消費量については、食の多様性や人口の減少等により減少の一途をたどっている状況である。

このことから、国においては、主食用米から飼料用米等への作付転換を全国的に推進しており、稲作農家は、飼料用米等への作付転換に関する補助事業を活用し、農業経営の安定を図っている。

そのような中で、主食用米の価格は、コロナ禍による外食産業の需要減少や民間在庫の増大等により大幅に下落し、今後も下落傾向で進むことが考えられる。

湿田の多い地域にあっては、飼料用米等への作付転換が主な取組であることから、農業経営の安定のためには、飼料用米等への更なる作付転換が必要になる。

については、飼料用米等への作付転換に関する予算を削減することなく、継続的かつ十分に確保すること。

### 5 米の需給改善と米価下落防止対策について

令和3年産米価の全国平均相対取引価格は、令和2年産と比べ約12%の下落となり、多くの米農業者をはじめ流通業者並びに販売店

など地域経済に深刻な影響を与えていることから、米の民間在庫是正による需給改善、米価の下落防止と価格の安定に向け、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして市場隔離を行ない、需給環境を改善するとともに米価下落防止を図ること。
- (2) 過剰米を生活困窮者・学生などへの食糧支援に活用するなど、従来の政策的枠組みに捉われない消費拡大策を講じること。
- (3) 水田活用の直接支払交付金をはじめとした作付転換に係る支援策について、継続的かつ十分な予算の確保に努めること。

## 第4 都市基盤の整備促進について

---

都市基盤の整備促進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 北千葉道路の早期整備について

北千葉道路は、東京外郭環状道路と成田国際空港を結ぶ広域的な道路であり、災害時における緊急輸送道路ネットワークの強化に資するとともに、周辺道路の渋滞緩和等による物流等の効率化や商工業の振興など、地域の活性化に寄与する大変重要な道路である。

未整備区間である市川市から鎌ヶ谷市間約 9 k mを含む市川市から船橋市間約 15 k mについては、令和 2 年度に環境アセスメントと都市計画の変更の手続きが完了し、このうち東京外郭環状道路から約 3.5 k mは、令和 3 年度に国の権限代行により新規事業化された。

については、令和 3 年度新規事業化区間約 3.5 k mの早期完成を図るとともに、北千葉道路は全線が供用開始されることで事業効果を最大限発揮されることから、残る未事業化区間の早期事業化を図ること。

### 2 新型コロナ危機を契機とした都心近郊のまちづくり政策・制度の拡充について

新型コロナウイルス危機を契機に人々の暮らし方や働き方が大きく変化する中、本市では I T・コンテンツ関連産業の振興など、新しい生活様式を見据えた取組を進めている。

その一方、多くの人口を抱える都心近郊の市町村では、広域的な視点での政策・制度の充実が重要性を増しており、特にデジタル技術を活用した地域課題の解決が必要不可欠となっている。



については、都心近郊のまちづくりにおける政策・制度を整備するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 5Gなど、ICT関連の情報インフラの整備促進を図ること。
- (2) 今後も在宅勤務を推進するよう企業等に働きかけること。
- (3) 企業等が行うサテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等の環境整備・運営について支援制度の拡充を図ること。

### 3 成田空港の更なる機能強化に伴う都市基盤整備について

成田国際空港株式会社は、成田空港の更なる機能強化を着実に推進するとの方針を示している。今後確実に増加する空港需要に対し、機能強化による空港周辺地域への波及効果を最大限に受け止めるためには、空港周辺の都市基盤の整備を図る必要がある。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 都心直結線を含めた成田空港への鉄道アクセスの更なる向上を推進すること。
- (2) 空港周辺地域における農振除外及び農地転用許可の要件を緩和すること。

### 4 国道51号の整備について

国道51号は、千葉県千葉市を起点とし茨城県に至る主要な幹線道路である。しかしながら、2車線区間において、慢性的に著しい交通渋滞を引き起こす箇所や、歩道の未整備区間もあり、地域住民の利便性や安全な歩行にも支障をきたしている。また、大規模災害時等の有事の際に、被害の拡大防止と迅速な災害復旧を妨げる恐れもある。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 国道51号の佐倉市区間のうち坂戸交差点より東側の4車線化と歩道整備について早期に事業化すること。

(2) 周辺地域の区画整理事業への波及効果も期待され、かつ、予定されている流通産業施設、商業施設の進出も加速されることから、国道51号と主要地方道千葉八街横芝線が交差する坂戸交差点から、都市計画道路3・3・1号山梨臼井線付近までの区間を早期に拡幅整備すること。

## 5 社会資本総合整備計画の推進について

道路整備事業は、地域の安心、安全及び国土の均衡ある発展等に欠かせない社会インフラである。

については、安心安全なまちづくりに向けて、必要な予算を安定的に確保するため、社会資本整備総合交付金の要望額を満額交付すること。

## 6 海岸における水上バイク等小型船舶の危険航行を規制する法整備について

南房総市の海岸は、例年、夏季期間中、5地区10箇所の海水浴場を開設し、観光客で賑わいを見せているが、昨年度・今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開設を中止した。

海水浴場開設期間中は、千葉県が定める「海水浴場安全確保実施要領」や市で定める「安全で安心な海水浴場等の確保に関する条例」により区域内の水上バイク等の乗り入れや高速航行を規制し、海水浴場の安全確保を図っているが、開設期間及び区域以外の海岸では、それらを規制することができない。そのため、水上バイクの暴走行為や事故、あるいは水上バイクを利用した密漁などが発生している。

については、海岸利用者（遊泳者等）や漁業者が安全で安心できる海面環境を整備する法整備を行うこと。

## 第5 教育文化行政の充実強化について

---

教育文化行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 教職員定数等の配置基準の配慮・是正について

子どものより一層の学力向上に向け、更に教職員の働き方改革を推進するうえで、教職員の増員につき、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 小学校における教科担任制を今後推進していく上で、学校規模に関わらず専門的教師（国・算・社・理）を配置すること。
- (2) 国が主導したG I G Aスクール構想の推進に向け、国の責任においてI C T支援員等を配置すること。
- (3) 学校規模に関わらず、中学校における専科（技術家庭科・美術等）教員の配置を図ること。
- (4) 個に応じた特別支援教育充実のために、必要な定員措置を講じること。

### 2 G I G Aスクール構想の実現に向けた継続的な支援について

G I G Aスクール構想を実現するため、校内通信ネットワークの整備費用及び児童生徒1人1台端末の導入費用について国庫補助を受けて、令和2年度に市内小中学校においてI C T環境の整備を行った。また、令和3年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」においても、「個別最適な学びを実現するためのG I G Aスクール構想の推進」が掲げられており、I C T環境の整備推進を図り教育環境の充実を図っている。

しかし、既に整備した機器を含め、学習支援ソフトの更新、ネットワーク環境の維持運営費（回線使用料等）、耐用年数経過後の

機器更新、授業目的公衆送信補償金（著作権費）等、継続的な財政負担が生じることが見込まれ、市町村財政に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

については、ICT機器等の更新時及びICT環境の継続において、財政状況による教育環境の格差が生じることがないように、国の補助制度として財政的な支援を行うこと。

### 3 公立小中学校の太陽光発電設備の整備に係る支援の拡充について

地球環境問題等の解決策として、また災害時等の電力レジリエンスのためのエネルギーとして、公立小中学校において、太陽光発電設備の整備が必要となっている。

については、公立小中学校の太陽光発電設備及び蓄電池等の付随する設備の整備に係る支援を拡充すること。

### 4 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の予算の増額等について

放課後、子ども教室を実施する際の財源として、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」を充当しているが、近年、支給される補助金は、想定される金額（対象事業の国・県各々1/3）より減額されている。

新型コロナウイルス感染症の拡大等で、施設・物品の消毒作業など、事業を実施するにあたり、様々な業務が増加しており、また、事業推進にあたり、円滑な実施と感染症対策等に多くの人的資源を投入している。

については、子どもたちの安全安心な活動拠点の確保及び子育て世代の支援のため、当該補助金の予算を増額すること、また、より一層の人的資源が必要となることから、地域学校協働本部等の導入など補助要件の追加を行わないこと。